ASSESSMENT
17 December 2024

フィードバックを送る

地方公共団体金融機構

セカンド・パーティー・オピニオン：グリーン・ボンド・フレームワークにSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコアを付与

概要

ムーディーズは、地方公共団体金融機構（以下「JFM」）の2022年12月時点のグリーン・ボンド・フレームワークにSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア（非常に高い）を付与した。JFMは「持続可能な水資源および廃水管理」というグリーンプロジェクトの資金調達を目的とした資金使途限定型のフレームワークを設定している。本フレームワークは国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則2021（2022年6月付録 I 改訂）の4つの核となる要素に適合しており、サステナビリティへの貢献度が高い（High）ことを示している。

コンタクト

猪俣マノン
Associate Lead Analyst - Sustainable Finance
ムーディーズ・ジャパン株式会社
manon.inomata@moodys.com

MJ Park
Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
mj.park@moodys.com

Jeffrey Lee
SVP-Sustainable Finance
sukjoonjeffrey.lee@moodys.com

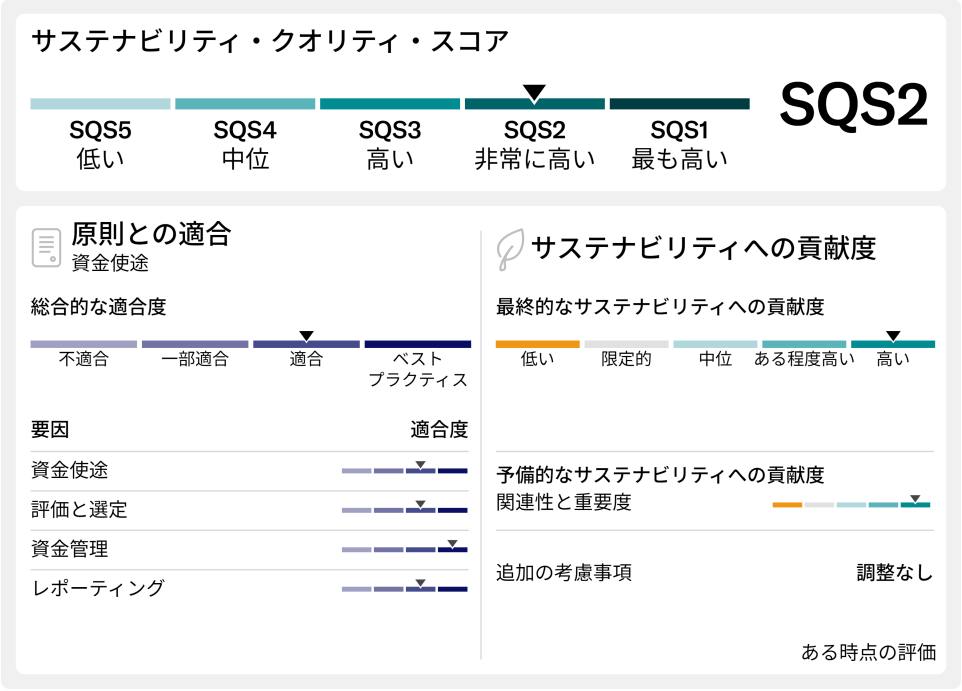

対象

ムーディーズは、JFMのグリーン・ボンド・フレームワークが、ICMAのグリーンボンド原則（GBP）2021（2022年6月付録 I 改訂）と適合しているかどうかを含め、その持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）作成した。JFMはグリーンプロジェクト（持続可能な水資源および廃水管理）の資金調達を目的とした資金使途限定型のグリーンボンドの発行を予定しており、その概要を本稿の付録3に記載した。

ムーディーズの評価は、2022年12月時点のJFMのフレームワークおよびJFMグリーンボンドインパクトレポート2024のドラフトに基づいており、ムーディーズの意見はこのフレームワークに関する現時点[1]の詳細な評価や、公開情報およびJFMが提供した非公開情報を反映している。

2024年11月に発行した「サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン評価手法」に基づき、本SPOを作成した。

最近の動向

JFMは2022年12月付のグリー ン・ボンド・フレームワークを元に2024年1月にグリーンボンドを発行した。調達された5億ユーロの資金は、同機構のフレームワークで設定されたグリーン適格カテゴリーである「持続可能な水資源および廃水管理」に関連したプロジェクトに全額充当された（付録3参照）。

同機構は2024年12月にJFMグリーンボンドインパクトレポート2024を公表する予定である。同レポートは貸付事業ごとの資金充当額や事業と関連性のある環境報告指標など、フレームワーク内で確約されているすべての項目を網羅している。同機構は、適格カテゴリーに関連した重要な進展や問題、論争を確認していないため、これらの項目についてレポーティングは行われない。

インパクトレポートで示される通り、調達資金の60%が管渠の新設、更新、建替に充当され、残りの資金は下水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場、高度処理施設の新設、更新、建替などのその他の下水関連プロジェクトに充当された。同機構はフレームワークで確約したすべての内容を順守しており、プロジェクトの詳細はムーディーズの当初分析の想定と一致している。したがって、今回のSPO更新の際にスコアの調整は行われていない。

発行体の概要

地方公共団体金融機構（JFM）は、全ての地方公共団体出資の下、法律に基づき2008年に設立された地方共同法人であり、地方公共団体へ長期かつ低利の資金を融通することを目的としている[2] 。

当初は上下水道事業や公共交通機関等、事業収入を伴って運営される地方公営企業を貸付対象としていたが、2009年以降は地方公共団体の一般会計にも貸付対象を拡大している。

JFMは下水道、病院、防災・減災対策、教育・社会福祉施設の整備など、地方自治体が直面する環境問題や社会問題に対処する資金を貸し付けることで、国内地方自治体のサステナビリティを支えていくことを目指している。下水道事業関連の貸付は、貸付残高の27.9%を占め[3] 、2024年3月末時点で最大の貸付先事業となっている。

強み

» サステナビリティへの貢献度が高いと予想される、持続可能な水資源および廃水管理を目指したプロジェクトへの資金提供

» 厳格な環境・社会リスク低減手法を含む、包括性かつ透明性を備えたプロジェクトの評価と選定のプロセス

» 明確に定義され、適格カテゴリーと関連性がある環境目標

» 資金を提供したプロジェクトの一覧と詳細なインパクト指標を含む精緻なレポーティング

» 調達資金は短期間で充当され、資金充当期間が12ヵ月未満

課題

» レポーティングは資金の充当が終わるまでのみ行われる

» 調達資金の充当やインパクトレポートの検証や独立したレビューは確約されていない

原則との適合

JFMのグリーン・ボンド・フレームワークは、ICMAのグリーンボンド原則2021（2022年6月付録 I 改訂）の4つの核となる要素に適合している。原則との適合性スコアカードの概要については付録1を参照されたい。

- ☑ Green Bond Principles (GBP)
- ○ Green Loan Principles (GLP)
- ○ Social Bond Principles (SBP)
- ○ Social Loan Principles (SLP)
- ○ Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP)
- ○ Sustainability Linked Loan Principles (SLLP)

資金使途

適格カテゴリーの明確性－ベストプラクティス(BEST PRACTICES)

JFMは資金使途の性質、資金調達の対象となるプロジェクトの適格基準と除外基準、予想されるプロジェクトの運営場所を明確かつ包括的に説明している。適格基準は明確に定義され、同機構は、日本国内の下水道システムの詳細な基準と要件を規定する法律に従う[4]下水道関連プロジェクトのために 、地方公共団体への融資を計画している。

環境/社会目標の明確性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

JFMは適格カテゴリーに関する環境目標を明確に示しており、関連性と一貫性を保っていると考えられる。これらの目標には、水資源の保全及び温室効果の削減が含まれる。付録2に示されているように、同機構は適格カテゴリーに関する目標を策定するあたり、国連の持続可能な開発目標(SDGs)を参照しており、SDGsとの一貫性を保っている。

期待される便益の明確性－適合 (ALIGNED)

JFMは、明確かつ適切で、測定可能な環境便益を把握しており、これには汚染の防止および抑制、水資源の保全、下水汚泥のエネルギー利用や再生利用が含まれる。同機構は、継続的なレポーティングにおいて、これらの便益を定量化して報告する予定である。

本フレームワークにリファイナンス比率は開示されていないが、36ヵ月のルックバック期間が設けられており、インパクトレポートにおいてリファイナンス比率を開示するという確約がなされている。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性－適合 (ALIGNED)

JFMはプロジェクトの適格性を判断する明確なプロセスを確立しており、その詳細はフレームワークにおいて開示されている。JFMの貸付審査手続きでは、貸付先が日本の下水道関連法の規定水準を満たしていることを融資部が確認しているが、これに加えてサステナビリティ対応ワーキンググループ[5] が、グリーンボンドによる融資の対象となるプロジェクトの評価と選定を行う責任を担っている。同ワーキンググループはプロジェクトの環境インパクトに関して調査を行い、その影響を把握する。プロジェクトの評価と選定における役割と責任はフレームワークにて明確に開示されており、関連する専門知識を備えた意思決定者が選定されている。また、調達資金の充当が完了するまで翌年度以降に、グリーンボンドによる融資の対象となるプロジェクトの現地調査を行うことで、適格基準を満たしているかどうかのモニタリングが行われる。環境・社会リスク低減は、日本の下水道関連法で求められており、JFMはこの要件を満たし、監督当局から同意あるいは許可を取得したプロジェクトにのみ融資を実行する。また、JFMは融資が対象のプロジェクトにのみ使用されていることを確認するために調査を行い、調査結果から要件を満たさないことが明らかになった場合は全額返済を求めることができる。

調達資金の管理

調達資金の充当と追跡－ベストプラクティス

JFMは調達資金の充当と追跡に関する明確なプロセスを定め、それをフレームワークにおいて開示している。本フレームワークで発行された債券によって調達される資金は、JFMの一般勘定にて管理され、調達資金が確実に適格プロジェクトにのみ使用されるよう、正式な内部プロセスにて個別に追跡される。サステナビリティ対応ワーキンググループは、グリーンボンドよりも長い満期の貸付を行うことで、調達資金額と充当資金が少なくとも同額であることを確実にしている。仮に貸付が返済される場合には、同機構はプロジェクトの差し替えを行うことを確約している。調達資金は12ヵ月以内に充当され、一時的な未充当資金は、現金および現金同等物としてJFMの流動性ポートフォリオで運用される。

レポーティング

レポーティングの透明性－適合

JFMは本フレームワークで発行した債券で調達した資金の充当とインパクトを年次で報告し、同機構のウェブサイトで公表する。レポーティングは調達資金が全額充当されるまで行われ、また重大な事象が発生した場合にも行われる。

レポーティング内容は網羅的であり、調達資金額、プロジェクトの内訳、水管理能力など明確で関連性のある環境報告指標、ケーススタディーが含まれる。環境への影響のレポーティングに用いられる計算手法と想定は、日本の下水道関連法に規定されている適切な基準とガイドラインに沿ったものである。

サステナビリティへの貢献度

本フレームワークは、サステナビリティに高い(High)貢献をすることが期待される。これは、適格プロジェクトのカテゴリーの関連性と重要度に基づき、サステナビリティへの貢献度が高いと評価される予備的なスコアを主に反映しており、追加の考慮事項を理由とした調整を予備的なスコアに加えていない。

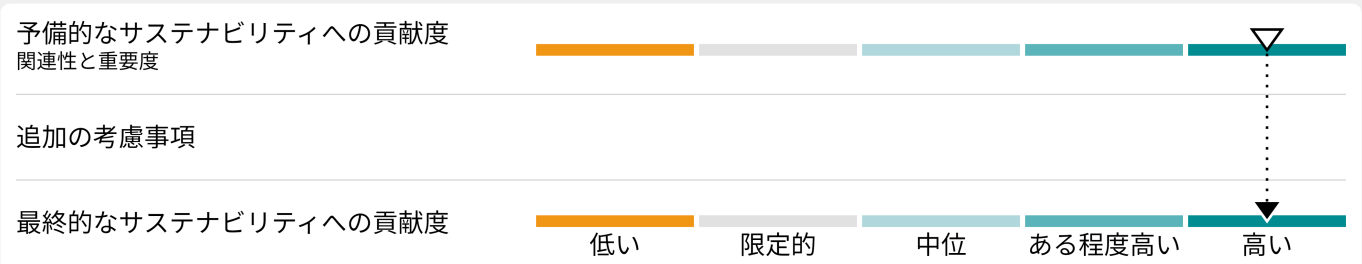

予備的なサステナビリティへの貢献度

適格プロジェクトのカテゴリーの関連性と重要度に基づいた予備的な評価では、サステナビリティへの貢献度は高いとされる。適格カテゴリー別の評価の詳細は以下を参照されたい。

持続可能な水資源および廃水管理

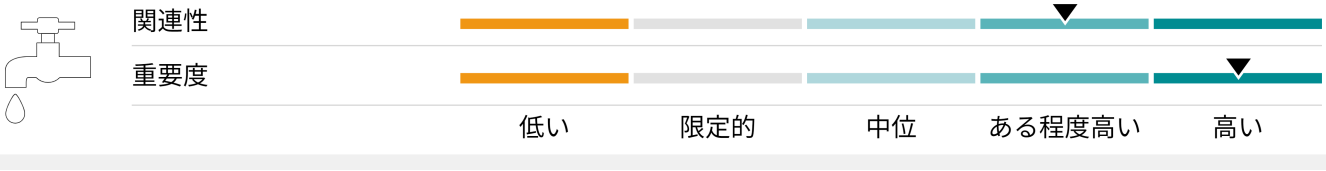

プロジェクトはサステナビリティ課題とある程度高い関連性が認められる。特に日本は自然災害の影響を受けやすいことから、下水道関連資産への継続的な投資は、日本の廃水管理において非常に重要である。台風や豪雨は下水道システムを脅かし、また震災では下水道システムが被害を受ける可能性があるため、自然災害の影響を最小限に抑えるために、下水道設備はしっかり整備されなければならない。また、下水道設備の多くが1960年から1980年にかけて整備されたことから、更新や改修の必要がある。さらに、下水処理はエネルギーを多量に使用するプロセスであり、例えば2020年の東京都庁の温室効果ガス排出量全体の35%[6] を占めた。そのため、下水汚泥のエネルギー利用や再生利用は、温室効果ガス排出量削減において重要である。一方で、既に日本の下水道システムは広く整備されており、2024年3月末時点の下水道普及率は93.3%である[7]。

このカテゴリーの重要度は高いと評価される。適格プロジェクトによって国内の水質汚染を防止することで、長期的にプラスの環境効果をもたらすことが期待される。1950年代から1970年代に起こった複数の水質汚染問題を受け、日本の水質基準は非常に厳しく、これらの基準に従った下水道プロジェクトに融資が行われているため、水質汚染は効果的に最小限に抑えられるとみられる。また、処理施設のエネルギー消費に関する閾値は設定されていないが、適格プロジェクトは、処理プロセスのエネルギー効率を改善するために確立された実証済みの技術を使用する。一例として、消化汚泥撹拌機をガス攪拌からエネルギー効率のよい機械攪拌に置き換えることが挙げられる。さらに、廃水処理には下水汚泥の処理過程において発生するバイオガスの回収とそのエネルギー活用も含まれており、これはEUタクソノミーの技術的スクリーニング基準と概ね一致している。

サステナビリティへの貢献度に関する追加の考慮事項

予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えてない。

JFMは厳格なデュー・デリジェンス・プロセスを実施し、プロジェクトに関する環境・社会リスクを管理している。下水道関連事業は日本の下水道関連法の規制対象であり、JFMは同意や許可が必要な事項を確認して、重大なマイナスリスクを回避し、最小限に抑えている。水質基準を含む下水道法の違反は、法的措置の対象となる可能性がある。

下水道関連貸付は2024年3月末時点で最大の貸付先事業のカテゴリーであり、JFMのフレームワークで資金調達されるプロジェクトは、持続可能性に関する幅広い戦略的な優先事項と一致する。

付録1 - JFMのグリーン・ボンド・フレームワークの原則との適合性スコアカード

要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	ベストプラクティス	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A		
		プロジェクトの所在地	A		
		BP: すべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	Yes		
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A	ベストプラクティス	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A		
		BP: すべてのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes		
	期待される便益の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A		
		BP: すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	Yes		
		BP: すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	Yes		
		BP: 発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示	No		
		BP: 発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	Yes		
プロジェクトの評価と選定のプロセス	適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性	A	適合	適合
		プロセスの開示	A		
		環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A		
		BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	No		
調達資金の管理	達資金の充当と追跡	資金の追跡	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A		
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A		
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes		
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes		
レポーティング	レポーティングの透明性	レポーティング頻度	A	適合	適合
		レポーティング期間	A		
		レポーティングに関する開示	A		
		レポーティングの網羅性	A		
		BP: 少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限ないしローン返済期限までのインパクト・レポート	No		
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	Yes		
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes		
		BP: 独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	No		
		BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	No		
				原則との適合スコア:	適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

付録2 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

JFMのフレームワークに含まれる適格カテゴリーは、以下の7つの国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDG 17のゴール		SDGターゲット
目標3: すべての人に健康と福祉を		3.9 有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
目標6: 安全な水とトイレを世界中に		6.3 汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の最小化により、水質を改善する。
目標11: 住み続けられるまちづくりを		11.5 特に脆弱な立場にある人々の、災害による死者や被災者数を削減し、経済損失を減らす。
目標12: つくる責任つかう責任	*持続可能な水資源及び廃水管理*	12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
目標13: 気候変動に具体的な対策を		13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
目標14: 海の豊かさを守ろう		14.1 特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
目標15: 陸の豊かさも守ろう		15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全及び持続可能な利用を確保する。

本SPOで示される、国連の持続可能な開発目標（SDGs）へのマッピングでは、JFMの資金調達のフレームワークにおいて明文化されている、適格プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標/便益、また ICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録3 - JFMのフレームワークにおける適格カテゴリーと、2024年1月発行のグリーンボンドで調達された資金が充当されたプロジェクトの概要

適格カテゴリー	概要	サステナビリティ目標	発行額（グリーンボンド　2024年1月発行）	インパクトレポート指標	レポーティングインパクト
持続可能な水資源及び廃水管理	日本法の規定水準を満たす、以下を含む下水道関連施設の開発、建設、保守、更新、運営: ・下水処理関連施設 ・設備/施設 ・管渠	汚染防止及び抑制 水資源の保全 下水汚泥のエネルギー利用及び下水汚泥のリサイクル	5億ユーロ	・対象地域の人口 ・水管理能力および水質への影響(該当する場合) ・下水汚泥の処理量(該当する場合) ・新規建設された管渠の長さ、および・または総パイプ長 (該当する場合) ・その他のポジティブな環境影響	・ 供用区域人口：21,314,872人 ・電気削減量：18,108,765 kWh ・管渠新設部分：603.5 km ・処理水量 ：3,316,519,888 m3

Endnotes

1 同評価が付与された日付あるいは更新の日付を指す。

2 根拠法：地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)

3 ディスクロージャー誌 2024

4 具体的には下水道法、水質汚濁防止法、浄化槽法がある。

5 グリーンボンドワーキンググループより改組。

6 下水道カーボンハーフ実現に向けた地球温暖化対策検討委員会（第1回）議事次第。

7 令和5年度末の汚水処理人口普及状況について、2024年11月アクセス

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご留意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目論見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2024年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）。無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インペアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である該当する「格付記号と定義」をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性又は特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対価を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及びMoody's Investors Serviceは、Moody's Investors Serviceの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイトwww.moodys.com上に"Investor Relations-Corporate Governance-Charter Documents-Director and Shareholder Affiliation Policy"という表題で毎年、掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V., I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、及びMoody's Local PA Calificadora de Riesgo S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSRO ではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSRO ではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項： ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したものではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティ・オピニオンに関する追加条項（ムーディーズの Investors Service Rating Symbols and Definitionsに定義されています）： セカンド・パーティ・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご留意ください。SPOの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。

日本：日本におけるSPO の開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC： いかなる SPO も、（1）PRC の関連法令で定義される PRC のグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC 規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又は PRC 規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC 内で規制目的のために又は PRC の関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(https://ratings.moodys.com)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

レポート番号 1430936